

国海安第 108 号
令和 6 年 10 月 30 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 濱田 哲 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

船舶区画規程等の一部を改正する省令の公布について (通知)

船舶区画規程等の一部を改正する省令が令和 6 年 10 月 30 日に公布されましたので、
よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶区画規程等の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、船舶に必要な施設及びその検査に関する事項については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の規定に基づく関係省令において定められている。

今般、知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）、小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）及び船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第88号）について所要の規定の整備を行う。

2. 概要

（1）船舶区画規程の一部改正

①旅客を輸送する貨物船等に関する特別規定（第117条及び第118条（新設））

貨物船又はタンカーであって、旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶[※]（平水区域を航行区域とするものを除く。）（以下「旅客輸送貨物船等」という。）については、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならないこととする。

○浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること

○浸水後のメタセンタ高さが50mm以上であること

※船舶設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶

②旅客輸送貨物船等に関する特別規定の適用除外（第118条（新設））

旅客輸送貨物船等であって、管海官庁がその構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、（1）①の規定によらないことができることとする。

（2）船舶安全法施行規則の一部改正

①小型船舶に固定して施設される救命設備等の取替え等に係る臨時検査の免除（第19条第2項関係）

小型船舶に固定して施設される救命設備等について、あらかじめ検査機関の指定した条件に従って取替え等を行う場合には、臨時検査の対象としないこととする。

②小型船舶に固定して施設されるもの以外の救命設備等の取替え等に係る臨時検査の免除（第19条第3項関係）

小型船舶に固定して施設されるもの以外の救命設備等について、あらかじめ検査機関の指定した条件に従って取替え等を行う場合には、臨時検査の対象としないこととする。

(3) 船舶救命設備規則の一部改正

①位置保持型膨脹式救命いかだ^{*}に係る要件（第21条第5項（新設））

位置保持型膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が備え付けられていなければならないものとする。

※乗り移り時の落水危険性を軽減するため、その位置を調整し、かつ、保持することができる装置を備え付けた救命いかだを指す。

②降下式乗込装置の要件の変更（第47条の2関係）

水面上 4.5メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。以下この規定において「降下式乗込装置」という。）の要件について、以下の改正を行う。

○降下式乗込装置のうち、最小航海喫水においていずれの側に 20 度横傾斜した場合にも安全かつ迅速に乗り込むことができるものは、水面に達するのに十分な長さのものでなくてもよいこととする。

○連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置を降下路の下部に取り付けなければならない要件は、降下式乗込装置のうち、降下式乗込装置の降下路の下部に救命いかだを連結することができる装置を取り付けるものに限り求めることとする。

○降下式乗込装置は、マイナス 20 度から 40 度までの範囲の温度を通じて使用できるものとする。

③第1種船、第2種船及び第3種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の変更（第48条第3項（第56条第2項、第57条第2項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）及び第63条第3項関係）

以下の船舶について、進水装置用救命いかだに代えて「水面上 4.5メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだ」を備え付けてもよいこととされていたところ、これを「水面上 1.2メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ」とする。

○第1種船（国際航海に従事する旅客船）及び第2種船（国際航海に従事しない旅客船）

○旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶^{*}（以下「旅客輸送船」という。）である長さ 85メートル未満の第3種船（国際航海に従事する総トン数 500トン以上の旅客船以外の船舶）

※船舶設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶

④旅客の輸送の用に供する第4種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の追加（第68条第4項、第69条第3項及び第69条の2第2項（新設））

旅客輸送船である第4種船（第1種船、第2種船及び第3種船以外の船舶）に備え付ける救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないこととする。

○進水装置用救命いかだ

○水面上 1.2メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型救命いかだ

○当該救命いかだの定員分の人員が 10分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

⑤救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合の考慮事項の明確化（第 57 条第 3 項及び第 69 条第 2 項関係）

沿海区域を航行区域とする第 2 種船及び第 4 種船のうち、航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶については、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合において管海官庁が考慮する事項として、「航行区域における水温その他航海の態様」を明記する。また、この場合以外の場合であっても、救命艇又は救命いかだに代えて管海官庁が適当と認める救命浮器（水面上に定員を有効に支えることができる構造のもの）を備え付けることができるものとする。

⑥救命艇、救命いかだ又は救命浮器の備え付けの義務化（第 58 条第 1 項及び第 69 条の 2 第 1 項（新設））

以下の船舶のうち管海官庁が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに対し、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器の備え付けを義務化する。

○平水区域を航行区域とする第 2 種船

○平水区域を航行区域とする船舶のうち旅客輸送船である第 4 種船

⑦その他

その他所要の改正を行う。

（4）小型船舶安全規則の一部改正

①水密甲板の設置の義務化（第 7 条第 1 項関係）

沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならないこととする。

②機関室口囲壁並びに甲板室及び船樓の開口に備え付ける閉鎖装置の保護規定（第 10 条第 3 項及び第 11 条第 3 項関係（新設））

水密甲板上の機関室口囲壁並びに甲板室及び船樓に設ける開口に備え付ける閉鎖装置であって、他動的損傷を受けるおそれのある場所に設けるものは、適当な方法でこれを保護しなければならないこととする。

③水密隔壁の設置を義務化とする対象小型船舶の範囲拡大（第 15 条関係）

沿海区域を航行区域とする小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶には、一区画に浸水したときにおいても、以下の要件を満足する平衡状態で浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならないこととする。ただし、総トン数 5 トン未満の旅客船又は旅客輸送船であって、検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでないこととする。

○浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること

○浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上であること

④位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだに係る要件（第 46 条第 2 項（新設））

位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が

備え付けられていなければならないものとする。

⑤小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けの義務化（第 58 条第 3 項（新設）、第 58 条第 5 項関係）

沿海区域又は平水区域を航行区域とする小型船舶のうち、旅客船又は旅客輸送船である小型船舶であつて検査機関が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものについては、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならないこととする。

⑥旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける救命いかだの要件（第 58 条の 3（新設））

旅客船又は旅客輸送船である小型船舶であつて検査機関が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないものとする。

○水面上 1.2 メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ

○小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が 30 分以内（旅客輸送船にあつては 10 分以内）に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む小型船舶用膨脹式救命いかだ

⑦降下式乗込装置の積付方法（第 59 条関係）

降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならないこととする。

⑧その他

その他所要の改正を行う。

（5）船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年国土交通省令第 88 号）の一部改正

①平成 21 年 1 月 1 日前に建造された旅客船への損傷時の復原性の適用（附則第 2 条第 2 項（新設））

○平成 21 年 1 月 1 日前に建造された旅客船について、令和 8 年 4 月 1 日以後最初に行われる定期検査の時期からは、平成 20 年国土交通省令第 88 号により改正された船舶区画規程第 2 編第 3 章の規定を適用することとする。

○ただし、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

ロ 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を講じている場合であつて、当該措置を引き続き講じる場合

②その他

その他所要の改正を行う。

（6）経過措置（附則関係）

①船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置（第 2 条関係）

（1）の適用を受ける船舶について、以下のとおりとする。

○令和 11 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては令和 11 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 15 年 4 月 1 日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、令和 9 年 4 月 1 日以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、（1）の規定は適用しないこととする。

○上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- ロ 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を講じている場合であって、当該措置を引き続き講じる場合

②船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置（第 3 条関係）

○遊漁船については、当分の間、（3）の規定を適用しないこととする。

○（3）の規定の適用を受ける船舶（令和 7 年 4 月 1 日（旅客輸送船にあっては令和 8 年 4 月 1 日）（以下（6）②において「適用日」という。））以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和 7 年 10 月 1 日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和 8 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 11 年 4 月 1 日前（旅客輸送船にあっては令和 12 年 4 月 1 日前）に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、なお従前の例によることができることとする。

・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、管海官庁の指示するところによることができることとする。

- イ 航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- ロ 適用日から適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

○（3）の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（3）の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる旨の経過措置を定める。

③小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置（第 4 条関係）

○遊漁船については、当分の間、（4）①から⑥までの規定（④の規定を除く。）を適用しないこととする。

○（4）①又は③の規定の適用を受ける船舶（令和 10 年 4 月 1 日（旅客輸送船にあっては令和 11 年 4 月 1 日）（以下この規定及び次の規定において「適用日」という。））以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和 10 年 10 月 1 日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和 11 年 10 月 1 日前に建造に着手されたもの）であって令和 14 年 4 月 1 日前（旅客輸送船にあっては令和 15 年 4 月 1 日前）に船舶所有者に対し引き渡された

ものについては、令和8年4月1日（旅客輸送船にあっては令和9年4月1日）以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、なお従前の例によることができることとする。

- ・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、（４）①又は③の規定は検査機関の指示するところによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

ロ 浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を講じている場合であって、当該措置を引き続き講じる場合

- （４）①又は③の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（４）①又は③の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

- （４）②の規定の適用を受ける船舶のうち、令和8年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては令和8年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和12年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、（４）②の規定は適用しないこととする。

- （４）⑤又は⑥の規定の適用を受ける船舶（令和7年4月1日（旅客輸送船にあっては令和8年4月1日）（以下この規定及び次の規定において「適用日」という。）以後に主要な変更又は改造を行っていない船舶に限る。）について、以下のとおりとする。

- ・適用日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない旅客船にあっては令和7年10月1日、建造契約がない旅客輸送船にあっては令和8年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和11年4月1日前（旅客輸送船にあっては令和12年4月1日前）に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までは、なお従前の例によることができることとする。

- ・上記の期間経過後において、以下の場合のいずれかに該当するときは、（４）⑤又は⑥の規定は検査機関の指示するところによることができることとする。

イ 航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

ロ 適用日から適用日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間継続して検査機関が適当と認める救命設備を備え付けている場合であって、当該設備を引き続き備え付ける場合

- （４）⑤又は⑥の規定の適用を受ける船舶のうち、適用日以後に主要な変更又は改造を行った船舶について、（４）⑤又は⑥の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによることができることとする。

3. 公布及び施行日

公 布：令和6年10月30日

施 行：公布の日 ※各規制の適用時期や経過措置については2.（6）を参照。

○国土交通省令第九十四号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項、第五条第一項第三号及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶区画規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日

船舶区画規程等の一部を改正する省令

(船舶区画規程の一部改正)

第一条 船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編〜第六編 (略)</p> <p>第七編 旅客輸送貨物船等に関する特別規定(第百七十七条・第百十八条)</p> <p>附則</p> <p>第七編 旅客輸送貨物船等に関する特別規定</p> <p>(適用)</p> <p>第百七十七条 貨物船又はタンカーであつて、船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶(平水区域を航行区域とするものを除く。)(次条において「旅客輸送貨物船等」という。)については、第三編又は第四編の規定によるほか、この編の規定を適用する。</p> <p>(水密隔壁の配置)</p> <p>第百十八条 旅客輸送貨物船等は、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいるような位置に隔壁を配置しなければならない。ただし、当該船舶の構造等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>一 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。</p> <p>二 浸水後のメタセンター高さが五〇ミリメートル以上であること。</p>	<p>目次</p> <p>第一編〜第六編 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第二條 船舶安全法施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第十九条 (臨時検査) (略)

2 前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則(昭和九年逋信省・農林省令)第二条に規定する小型漁船(危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。)についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

- 一〜五 (略)
六 船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理(あらかじめ管海官庁の指定した条件に従つて行うものを除く。)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合同とする。

- 一・二 (略)
三 法第二条第一項各号(一般小型船にあつては、同項第六号及び第九号)に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取り外し(一般小型船については、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具で現に搭載している人員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ保管に係る取り外し又は増備並びにあらかじめ管海官庁の指定した条件に従つて行う新設、増備、取替え又は取り外しを除く。)(法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものの新設若しくは増備又はこれとの取替えを除く。)(又は積付方法の変更(同項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定により積付方法が定められている物件に限る。))をしようとするとき。

第十九条 (臨時検査) (略)

2 前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則(昭和九年逋信省・農林省令)第二条に規定する小型漁船(危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。)についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

- 一〜五 (略)
六 船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合同とする。

- 一・二 (略)
三 法第二条第一項各号(一般小型船にあつては、同項第六号及び第九号)に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取り外し(一般小型船については、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具で現にとう載している人員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ保管に係る取り外し又は増備を除く。)(法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものの新設若しくは増備又はこれとの取替えを除く。)(又は積付方法の変更(同項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定により積付方法が定められている物件に限る。))をしようとするとき。

第三條 船舶救命設備規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が同一のものには当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(膨脹式救命いかだ)

第二十一条 膨脹式救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定性を有すること(第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。)

(膨脹式救命いかだ)

第二十一条 膨脹式救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定性を有すること。

二 十八メートルの高さ（水面からの高さ）が十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艀装品が損傷しないものであること（第五項に規定する位置保持型膨脹式救命いかだを除く。）。

三〇六（略）

七 海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

八〇十一（略）

十二 海上において遭遇する状態におけるはげしい摩擦に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

一三〇二十三（略）

二十四 降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限る。）。

二 海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

三 いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

四 前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艀装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 人員及び艀装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二（略）

三 船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四 人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

五・六（略）

五 第一項から第三項までの膨脹式救命いかだであつてその位置を調整し、かつ、保持することができるもの（以下「位置保持型膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだの位置を調整し、かつ、保持するための装置が備え付けられていること。

二 十八メートルの高さ（水面からの高さ）が十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艀装品が損傷しないものであること。ただし、国際航海に従事しない船舶に備え付けるものにあつては「十八メートル」とあるのは「五メートル」とする。

二 十八メートルの高さ（水面からの高さ）が十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艀装品が損傷しないものであること。

三〇六（略）

七 海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること。

八〇十一（略）

十二 海上において遭遇する状態におけるはげしい摩擦に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること。

一三〇二十三（略）

二十四 降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限る。）。

二 海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号（第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

三 いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号、第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〇三（略）

四 前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艀装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艀装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二（略）

三 船上から前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四 前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

五・六（略）

（新設）

三 降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限る）、プラットフォームを有しない降下式乗込装置に連結せずに乗り込むことができるものを除く。）

（固型救命いかだ）

第二十三条 固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること（第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

二（略）

三 上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること（次項に規定する自動復原固型救命いかだ及び第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

四 五 六（略）

2 上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一・二（略）

3 いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

4（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二 降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。ただし、水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。第八号及び第九号において同じ。）であつて、当該船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、救命いかだに安全かつ迅速に乗り込むことができるものにあつては、この限りでない。

三 四（略）

八 プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものを除く。）にあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

九 プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものを除く。）であつて、当該降下式乗込装置の降下路の下部に当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができる装置を取り付けるものにあつては、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（固型救命いかだ）

第二十三条 固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること。

二（略）

三 上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること。

四 五 六（略）

2 上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一・二（略）

3 いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

4（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二 降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。

三 四（略）

八 プラットフォームを有しないものにあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（新設）

十 第八条第一号（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものにあつては、第二十六条第二項第三号）及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章 救命設備の備付数量

第一節 救命器具

第一款 第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条（略）

2（略）

3 前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

- 一 水面上四・五メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ
- 二（略）

第二款 第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条（略）

2 第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第五十七条（略）

2 第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3 第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、救命艇又は救命いかだに代えて、管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合にあつては、救命浮器又は救命浮環）を備え付けることができる。

4（略）

第五十八条 平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める第二種船にあつては、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けなければならない。

2 第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

第三款 第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条（略）

2（略）

8 第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

- 一 水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

九 第八条第一号及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章 救命設備の備付数量

第一節 救命器具

第一款 第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条（略）

2（略）

3 前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

- 一 水面上四・五メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだ
- 二（略）

第二款 第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条（略）

2 前項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならぬ。ただし、第四十八条第三項各号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第五十七条（略）

2 前条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3 第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環（ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けることができる。

4（略）

第五十八条 平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けなければならない。

2 第五十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付け救命浮環について準用する。

第三款 第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条（略）

2（略）

8 第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

（新設）

- 二 当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
- 三 第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9 (略)
第六十三条 (略)

- 3 第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。
 - 一 水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ（船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（以下「旅客輸送船」という。）にあつては、水面上二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ）
 - 二 第五十条第五項第一号及び前条第八項第二号に掲げる救命いかだ

第四款 第四種船

第六十八条 (略)

- 3 第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イから八までのいずれかに該当する船舶には、次に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。
 - 一・二 (略)

- 4 第一項又は前項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第六十九条 (略)

- 2 次の各号に掲げる第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて、当該各号に定める救命設備を備え付けることができる。
 - 一 航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの。管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認めるものにあつては、救命浮器又は救命浮環）
 - 二 練習船その他多数の人員を搭載するもの（管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。）救命浮器又は救命浮環

- 3 第一項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

- 4 第五十七条第四項の規定は、第二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

- 第六十九条の二 平水区域を航行区域とする第四種船（旅客輸送船に限る。）であつて、管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなければならない。

- 2 第六十九条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

- 一 当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
- 二 第四十八条第三項第一号及び第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9 (略)
第六十三条 (略)

- 3 前条第八項の規定は、第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第四款 第四種船

第六十八条 (略)

- 3 第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イから八までのいずれかに該当する船舶には、次の各号に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。
 - 一・二 (略)

(新設)

- 2 第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる。

第六十九条 (略)

- 一 航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合に限る。

- 二 練習船その他多数の人員を搭載するもの。ただし、管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。

(新設)

- 3 第五十七条第四項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

(新設)

(救命いかだ支援艇)
 第六十九条の三 国際航海に従事しない第四種船に備え付ける救命いかだ支援艇が救命艇又は救命いかだの要件に適合する場合には、第六十八条第一項から第三項まで、第六十九条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、これをそれぞれ救命艇又は救命いかだとみなすことができる。

(船上通信装置)
 第八十一条 (略)

2 降下式乗込装置を備え付ける第一種船等には、当該降下式乗込装置に係る乗艇場所と当該降下式乗込装置のプラットフォーム(降下式乗込装置がプラットフォームを有しない場合には、当該降下式乗込装置の降下路に連結された救命いかだ)の相互間の通信を行うための船上通信装置を備え付けなければならない。ただし、水面上四・五メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置を備え付ける船舶(国際航海に従事しないものに限る。)であつて管海官庁が当該降下式乗込装置の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(救命いかだ進水装置)
 第八十四条 (略)

2 第三種船であつて第六十二条第一項及び第二項、同条第三項若しくは第四項又は第六十三条第一項及び第二項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるもの並びに第四種船であつて第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条第一項又は第六十九条の二第一項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだを定員を満載したまま静穏な状態において十分以内に水上におろすためであると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置は、各舷に、一個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない(第六十二条第三項若しくは第四項、第六十三条第一項及び第二項、第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条第一項又は第六十九条の二第一項の規定により備え付ける救命いかだを水上におろすための救命いかだ進水装置を除く。)

4 (略)

(救命いかだ進水装置)
 第八十四条 (略)

2 第三種船であつて第六十二条第一項及び第二項又は第六十三条第一項から第三項までの規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだを定員を満載したまま静穏な状態において十分以内に水上におろすためであると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置は、各舷に、一個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない(第六十三条第三項の規定により備え付ける救命いかだを水上におろすための救命いかだ進水装置を除く。)

5 4 (略)

5 第二項の規定は、第三種船であつて第六十二条第三項又は第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものについて準用する。

(小型船舶安全規則の一部改正)
 第四条 小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 救命設備 (略)

第一節 (略)

第二節 救命設備の備付基準 (第五十八条―第五十八条の三)

第三節 第四節 (略)

第七章 第十五章 (略)

附則

改正前

目次

第一章 救命設備 (略)

第六節 救命設備 (略)

第一節 (略)

第二節 救命設備の備付基準 (第五十八条・第五十八条の二)

第三節 第四節 (略)

第七章 第十五章 (略)

附則

(定義)
第二条 (略)

2・4 (略)

5 〓 この省令において「旅客輸送船」とは、船舶設備規定第三百一十一条の二十一の二の告示で定める船舶をいう。

6・7 (略)

(水密甲板の設置)

第七条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶(以下「沿岸小型船舶等」という。)であつて、旅客船又は旅客輸送船以外のものに設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3 (略)

(機関室口囲壁)

第十条 (略)

2 前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる。適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

3 〓 他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置(前項の規定により備え付けるものに限る。)は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4 〓 第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

(甲板室及び船楼)

第十一条 (略)

2 (略)

3 〓 他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置(前項の規定により備え付けるものに限る。)は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4 〓 第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

(水密隔壁の設置)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定によるほか、沿海以上の航行区域を有する小型船舶(沿海区域を航行区域とするものにあつては、旅客船及び旅客輸送船に限る。)にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二 浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5 〓 次に掲げる小型船舶にあつては、前各項の規定によらないことができる。

一 沿岸小型船舶等(旅客船及び旅客輸送船を除く。)

二 総トン数五トン以上の小型船舶(旅客船及び旅客輸送船を除く。又は総トン数五トン未満の小型船舶であつて、検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの(前号に掲げるものを除く。))

(定義)
第二条 (略)

2・4 (略)

(新設)

5・6 (略)

(水密甲板の設置)

第七条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶(以下「沿岸小型船舶等」という。)に設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3 (略)

(機関室口囲壁)

第十条 (略)

2 前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる。適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮してさしつかえないと認めるものについては、この限りでない。

(新設)

3 〓 第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

(甲板室及び船楼)

第十一条 (略)

2 (略)

(新設)

3 〓 第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

(水密隔壁の設置)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定によるほか、近海以上の航行区域を有する小型船舶にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二 浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5 〓 旅客船以外の小型船舶であつて検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの及び沿岸小型船舶等にあつては、前各項の規定によらないことができる。

(小型船舶用膨脹式救命いかだ)

第四十六条 (略)

2 小型船舶用膨脹式救命いかだであつてその位置を調整し、かつ、保持することができるもの(以下「位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ」という。)は、前項各号に掲げる要件のほか、船上から人員が安全に乗り込むことができるように当該小型船舶用膨脹式救命いかだの位置を調整し、かつ、保持するための装置が備え付けられているものでなければならない。

(小型船舶用救命浮器)

第四十九条 (略)

2 膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六条第一項第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(救命設備の備付数量)

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 一八 (略)

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(当該小型船舶のうち旅客船又は旅客輸送船に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するもの。第六十三条第二項において同じ。)) 一個

十・十一 (略)

2 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等(総トン数五トン以上の旅客船を除く。)は、第三号から第八号までの規定(沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。)に代えて第五項第三号及び第四号の規定によることができる。

一 一十一 (略)

3 前項第一号の規定にかかわらず、沿海区域を航行区域とする旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)第十六条の瀬戸内をいう。)に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。

5 平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 最大搭載人員の五十パーセント(湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント)を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器(検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める船舶にあつては、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器)

(小型船舶用膨脹式救命いかだ)

第四十六条 (略)

(新設)

(小型船舶用救命浮器)

第四十九条 (略)

2 膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六条第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(救命設備の備付数量)

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 一八 (略)

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規則第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。)) 一個

十・十一 (略)

2 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等(総トン数五トン以上の旅客船を除く。)は、第三号から第八号までの規定(沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。)に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一 一十一 (略)

(新設)

3 前項の規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)第十六条の瀬戸内をいう。)に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。

4 平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 最大搭載人員の五十パーセント(湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント)を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器

<p>附則 (施行期日) 第一条 (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付けばよい。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>7 6 (略)</p> <p>前項の規定によるほか、平水区域を航行区域とする旅客船(総トン数五トン未満の旅客船に限る。)又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項、第五項、第六項及び前項の規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小児用の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じ、第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用を緩和することができる。</p> <p>(降下式乗込装置)</p> <p>第五十八条の三 旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、当該小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が三十分以内(旅客輸送船に備え付けるものにあつては十分以内)に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置(船舶救命設備規則第四十七条の二の規定に適合するもの。第五十九条において同じ。)により乗り込むものでなければならない。ただし、水面上1・2メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだにあつては、この限りでない。</p> <p>第三節 救命設備の積付方法</p> <p>(小型船舶用膨脹式救命いかだ等)</p> <p>第五十九条 小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器及び降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。</p>
<p>附則 (施行期日) 第一条 (略)</p>	<p>改正前</p>	<p>二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付けばよい。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>5 (新設)</p> <p>7 6 (略)</p> <p>小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小児用の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じ、第二項から第七項までの規定の適用を緩和することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第三節 救命設備の積付方法</p> <p>(小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器)</p> <p>第五十九条 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。</p>

第五條 (船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正)
 (船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(経過措置)

第二条 (略)

2 現存船であつて旅客船であるものについては、令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査の時期からは、前項の規定にかかわらず、この省令による改正後の船舶区画規程(第二編第三章の規定に限る。)を適用する。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

- 一 当該船舶の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- 二 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を当該船舶に講じている場合であつて、当該措置を引き続き当該船舶に講じる場合

3 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条(第五号 (略))

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船舶区画規程(次項において「新船舶区画規程」という。)第七編の規定は、令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、適用しない。

2 新船舶区画規程第七編の規定にかかわらず、前項の船舶(以下この項において「現存船」という。)については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

- 一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- 二 浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であつて、当該措置を引き続き当該現存船に講じる場合

(船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則(以下この条において「新船舶救命設備規則」という。)第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

- 一 イ又はロに掲げる船舶(遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。)及び令和七年四月一日(ロ)に掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイ又はロに定める期間
- イ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船(建造契約がない旅客船にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間
- ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶(以下この項において「現存船」という。)については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

- 一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合
- 二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

- イ 前項第一号イに掲げる船舶 令和七年四月一日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間
- ロ 前項第一号ロに掲げる船舶 令和八年四月一日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、令和七年四月一日(同号ロ)に掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、管海官庁の指示するところによることができる。

(経過措置)

第二条 (略) (新設)

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条(第五号 (略))

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則(以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。)第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イ又はロに掲げる船舶(遊漁船及び令和十年四月一日(ロに掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイ又はロに定める期間
イ 令和十年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船(建造契約がない旅客船にあつては、令和十年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十四年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該旅客船について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶(以下この項において「現存船」という。)については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構(以下この条及び次条において「検査機関」という。)の指示するところによることができる。

一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

二 浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であつて、当該措置を引き続き当該現存船に講じている場合

3 新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、令和十年四月一日(同号ロに掲げる船舶にあつては、令和十一年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、検査機関の指示するところによることができる。

4 新小型船舶安全規則第十条第三項及び第十一条第三項の規定は、令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの又は遊漁船については、適用しない。

第五条 新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一 イ又はロに掲げる船舶(遊漁船及び令和七年四月一日(ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイ又はロに定める期間

イ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船(建造契約がない旅客船にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二の告示で定める船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの)であつて令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶(以下この項において「現存船」という。)については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ 前項第一号イに掲げる船舶 令和七年四月一日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 前項第一号ロに掲げる船舶 令和八年四月一日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶(遊漁船を除き、令和七年四月一日(同号ロに掲げる船舶にあつては、令和八年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。)については、検査機関の指示するところによることができる。